

令和4年度今治明德短期大学 新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

【事前準備】

1. マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付け、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口に速乾性アルコール製剤を配置する。

2. 別室の確保

37.5未満の発熱・咳等の体調不良者のための別室を設ける。別室の座席間隔は、概ね2メートル以上で確保する。（障害のある受験生のための別室とは別）

3. 保護者控室の設置

保護者控室については原則設置しない。ただし、付き添いが必要な場合は入場を認める。

4. 試験室の机、椅子の消毒

試験室は、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行う。

5. 試験室の座席間の距離の確保

控室・筆記試験は1メートル程度の間隔を確保する。

面接試験は、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時換気を行う。

6. 試験監督者等に対する感染対策の要請・体調管理等

感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践する。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことを推奨する。当日担当の試験監督者等は、試験1週間前から体温測定等で体調管理を行ない、体調不良などを訴える者がいた場合は、代替の試験監督者等を確保する。

7. 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、学長の指示の下、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図る。

8. 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

入試に関する新型コロナウイルスの対応は入試課で行う。

【試験当日の対応】

1. マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内ではマスクの着用を義務づけ、他者との会話を極力控えるよう要請する。試験監督者等も同様。

2. 試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づける。試験監督者等についても同様。

3. 発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、追試験による対応等を提示する。

4. 体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代する。

5. 換気の実施

窓が解放できない場合は、1時間ごとに少なくとも10分程度以上開放し、換気に務める。

6. 試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行う。

7. 試験終了後

当日試験業務に携わった試験監督者等については、体温測定や体調の観察等で体調管理を行い、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとる。

8. 追試験について

追試験は原則次の試験日程とする。次の試験日程までの間が空きすぎている場合や、次の試験がない場合は、別途日程を設定する。その場合、入学願書や受験票は繰り越して使用し、通知書のみ後日発行する。

【受験生に対する要請事項】

1. 医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行わせる。

2. 受験できない者

新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症を含む）に感染、またはその疑いがあると医師に診断され、試験日までに医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に該当するとされた者は受験できない。その場合、入学検定料等の返還は行わないが、追試験等の特別措置等を提示する。該当する受験者は、医療機関等からの勧告を受けた日から各入学試験の当日9時30分までに入試課へ連絡させるように告知する。

3. 試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討させる。

また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出させる。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では、常に着用させ、他者との接触、会話を極力控えさせる。

4. 試験当日の服装

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、必要な者には上着など暖かい服装を持参させるように告知する。

5. 予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことを推奨する。

6. 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけるように周知する。

令和3年6月30日

今治明德短期大学